

天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市人権センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市人権センター条例施行規則（平成21年3月天理市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条人権啓発係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 天理市パートナーシップ宣誓制度に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。